

平成 21 年 12 月 1 日
浜田市 市民福祉部

浜田市内の事業主の皆様

インフルエンザの治癒証明や感染していないことの証明(陰性証明)等を医療機関に求めさせることはお控えください。

平成 21 年 10 月 16 日付で、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から次のような通知が出されました。

インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後 2 日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、従業者等の再出勤に先立って医療機関を受診させ治癒証明書を取得させる意義はありません。

同様に症状がないにもかかわらず、感染していないことを証明するために医療機関を受診させ、簡易迅速検査や PCR 検査を行う意義はありません。(症状がなければ、陽性反応が出る可能性が低く、陰性判定が必ずしもインフルエンザに感染していないことの証明にはなりません。)

以上のような行為は、医師の負担増や医療機関の無用な混乱を招き、今後更に増加が懸念されているインフルエンザ患者の診療に支障をきたすことが予想されます。医療体制を確保するため、これらの証明を求めることは控えていただきますようお願いいたします。

お願い

従業員がインフルエンザに感染した場合の同じ職場の同僚(濃厚接触者)や、同居する家族が感染した従業員(濃厚接触者)であっても、インフルエンザの症状がなければ、一般的には職務を継続することは可能と考えられますが、職務の必要性や内容に応じて、その継続の可否を判断していただく一方、体調が悪化した場合は、早めの医療機関受診をお願いいたします。

また、日頃から、従業員への「咳エチケット、マスク着用や手洗いの励行」や「朝夕に検温等の健康管理を行う」など、事業所における「インフルエンザ対策」をお願いいたします。

インフルエンザに関するお問合せ先

浜田保健所 衛生指導グループ 電話 29-5557

浜田市市民福祉部 健康長寿課 電話 22-2612(内線 146)